

委 員 長 報 告 書

さる 12 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 10 号 橋本市農業振興条例について

議案第 14 号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 10 号、第 21 号及び第 22 号は全会一致で、第 14 号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 10 号は、高齢化による労働力の減少や市場価格の低迷等による所得の減少、耕作放棄地の発生による鳥獣被害の増加や農業による涵養などの多面的機能の保存など、農業及び農村が抱える行政課題に包括的に取り組むための基本方針や支援施策を定めるものである。

委員から、本条例案に対する J A や農業委員会等の関係団体からの意見について ただしがあり、第 1 条（目的）の規定において、「意識改革」という文言をあえて入れるべきといった意見や、猪に農地を荒らされた場合の原状復帰にかかる費用を市の補助金で対応できないか等、補助施策に係る意見があった。なお本条例について反対の意見はなかった との答弁がありました。

本条例の施行規則に規定している補助事業は、全て新規の補助事業かとのただしがあり、第二のふるさと橋本づくり事業は既存の補助事業で、また収入保険・果樹共済加入事業は、既存の果樹共済加入事業と新たに収入保険を組み合わせた補助事業であり、その他については新規の補助事業である との答弁がありました。

補助事業に係る予算見込み額について ただしがあり、総額 3,000 万円を予定している との答弁がありました。

本条例案が可決された場合の市民への周知方法について ただしがあり、まずは市広報において複数回に分け特集記事を掲載し、本条例の理念や補助事業について周知する予定である。また現在、人・農地プランにおいて、農業に関し人と農地の問題について各農家や地区に意見の聞き取りを行っており、今後、要望があればそういった場においても説明の機会を設けたいと考えている との答弁がありました。

農産物加工設備導入事業により機械を取得した場合、農業を最低限継続しなければならない年数や機械の転売禁止等の規定はないか とのただしがあり、おただしの規定はないが、仮に機械を取得し1年で転売した場合は、償却資産の残存価額については返還対象となると考える との答弁がありました。

中心経営体基盤強化事業について、償却資産に対し課税される固定資産税相当額を補助することに問題はないか とのただしがあり、納付された税金を還付するのではなく、あくまで租税公課に対する補助で、なおかつ対象者を中心経営体等に限定していることから法に触れないと考えている との答弁がありました。

過去に課税された固定資産税は補助対象となるか とのただしがあり、過去に機械等を取得し課税された固定資産税に対し補助することは想定しておらず、あくまでも新規に取得し令和3年度以降、課税される固定資産税に限る との答弁がありました。

本条例の施行規則に記載している実質化された人・農地プランに位置付けられた農業者について ただしがあり、人・農地プランは農業者が地域ごとの農業の羅針盤となる計画を明確化するもので、当該計画に携わり位置付けられた農業者の名簿を現在作成中である との答弁がありました。

議案第14号は、スポーツ施設の市外料金導入と減免基準の見直しに伴い住吉運動公園の多目的広場使用料について、令和8年9月末まで激変緩和措置を設けるものである。なお、河内長野市民と五條市民については、スポーツ施設の相互利用事業を行っていることから、市外料金の対象外である。

委員から、免除基準において、地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる活動及び当該活動に関連があると市長が判断した活動とあるが、具体的にはどういった活動を指すかのただしがあり、本条例が可決後、速やかに減免制度の見直しにかかるガイドラインを作成予定で、具体的内容は決定していないが、担当課としては、地域自治団体や地域の安全関係団体、社会福祉関係団体、地域教育推進団体、青少年育成団体等の諸活動と、市と協働し行っている活動、またボランティア活動などの市の事業を補完し行っている活動を考えている。個々のサークルや団体等の減免基準については今後検討していくとの答弁がありました。

これまで減免対象であった高齢者の多い団体は、減免制度の見直しに伴い対象外となると考えてよいかとのただしがあり、基本的には受益者負担の原則に基づいて、減免内容の設定を考えている。具体的な内容については、教育委員会等と協議しガイドラインにおいて設定するが、個々のどの団体が減免対象になるのかということまでは、現時点では想定していない。しかしながら、公益活動、またはそれに準ずる活動をしている団体、もしくはそれ以外の団体でも活動内容が公益的なものであれば減免対象になると考えているとの答弁がありました。

普段、趣味の活動で公民館を利用する団体が、特定の日に限りボランティア活動を行う場合は減免対象となるかのただしがあり、おただしの場合においては、減免対象となるようガイドラインを作成中であるとの答弁がありました。

住吉運動公園の多目的広場における主な利用者についてただしがあり、少年野球チームであり、当該団体は見直し後においても減免対象となると考えているとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、減免基準の見直しに伴う本条例の大幅な変更はないと考えるが、市民の負担が増えるということに変わりはないため、本議案に反対するとの討論ありました。

原案に賛成の立場から、減免基準の見直しについて様々意見はあるが、

本条例については概ね変更がなく、今まで通り施設を利用しやすく市民に還元できれば良いと考えることから本議案に賛成する との討論がありました。

議案第 21 号は、やどり温泉いやしの湯について、指定管理期間が令和 3 年 3 月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である S C R U M きのくに株式会社の 1 法人のみ申請があり、本法人について、指定管理者選定委員会において審査したところ合格点に達し選定されたので、3 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの 3 年間指定管理者として指定するものである。

委員から、宿泊棟はコテージ 4 棟のみで宿泊収容人数が少ない現状のなか、近隣の空き家や空き地を活用し、テントでの宿泊やキャンピングカー等による車中泊が可能なスペースの設置は検討しているか とのただしがあり、当該施設は竣工から 10 年が経過し、設備等も老朽化しているため、まずは施設の維持修繕を最優先に考えたうえで、今後、指定管理者と協議を重ね、新たな収益確保の方法なども含めた施設の在り方を検討していくとの答弁がありました。

収支計画によると宿泊利用料など施設事業収入と自主事業収入を合わせることで経営できている状況であるが、災害や今回の新型コロナウイルス感染症など有事の際は、市から損失への補填対応は検討しているか とのただしがあり、有事の際は、指定管理者と協議し対応する との答弁がありました。

議案第 22 号は、橋本市地場産業振興センターについて、指定管理期間が令和 3 年 3 月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である高野口町商工会の 1 法人のみ申請があり、本法人について、指定管理者選定委員会において審査したところ合格点に達し選定されたので、3 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの 3 年間指定管理者として指定するものである。

委員から、市から指定管理者に対し、ネット販売の実施など売り上げを

伸ばすための助言や提案はしているか　とのただしがあり、現在はネット販売について協議は行っていないが、指定管理者より今後フェイスブックやインスタグラムを活用し、情報発信を強化していくと伺っている。今後は、ネット販売について協議していく　との答弁がありました。

当該施設の２階に事務所があるDMOの高野山麓ツーリズムビューロー一等と連携し、色んな角度から国内外に本市の魅力を発信してはどうかとのただしがあり、情報発信することで売り上げ増加につながることも考えられるので、指定管理者がDMO等と連携し、まずは主に国内に向け情報発信できるよう本市も関わっていく　との答弁がありました。

市の補助金を活用し開発された商品は、当該施設で販売されているのか。また従業員はそれらの商品知識を身につけているか　とのただしがあり、開発された商品の一部は施設内での販売や見本品を展示しており、ふるさと納税の返礼品となっている商品もある。従業員は現在もこれらの商品の特徴や魅力等についてお客様に説明しており、今後、更に積極的に宣伝していくと伺っている　との答弁がありました。

市内・市外別の入館者数について　ただしがあり、当該施設に立ち寄られた目的は聞き取りしているが、市内・市外別については把握していないとの答弁がありました。

収支計画における利用料収入の内訳について　ただしがあり、１階展示室にかかる利用料収入である　との答弁がありました。